

1 川西市総合都市交通体系調査
-----------------

2 調査主体：川西市

3 調査圏域：川西市全域

4 調査期間：平成21年度～

5 調査概要：川西市の未着手都市計画道路の多くは、旧都市計画法や高度成長期の市街地拡大などを前提に計画されており、その多くが都市計画決定後30年以上経過している。また、近年の人口減少、少子高齢化の進行等社会経済情勢の変化に伴い、最新の将来自動車交通需要予測では、緩やかな減少傾向にあるとの予測がなされており、効率的な道路整備を進めていく必要がある。さらに、必要性の低下している道路をこのまま存続させることは、不必要な建築制限や土地の有効活用の阻害など、新たな時代に向けた効率的な道路整備の支障になる可能性がある。

このような状況を受け、本調査は、川西市の既定都市計画道路のうち幹線街路の事業未着手の区間について、存続、廃止の候補路線の抽出及び選定を行うための見直し指針の策定を行い、指針に沿って検討対象路線の抽出、評価カルテの作成等を実施し、道路の必要性から対象路線の評価を行い、都市計画道路網の見直し素案を作成する。

## I 調査概要

### 1 調査名

川西市都市計画道路網見直し業務委託

### 2 報告書目次

#### I 業務の概要

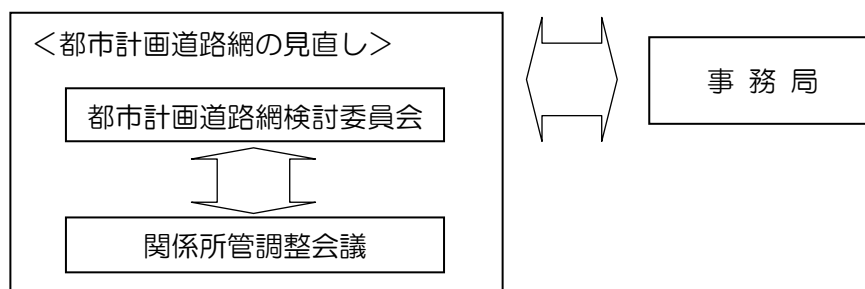
#### II 見直し指針の策定

1. 見直しの目的
2. 都市計画道路見直しに関する取組状況
3. 都市計画道路の現状と課題
4. 川西市都市計画道路網見直し指針の策定

#### III 都市計画道路網の見直し評価

1. 見直し対象路線の抽出
2. 見直し対象区間の評価カルテの作成
3. 見直し対象路線の評価
4. 都市計画道路網見直し素案

3 調査体制



4 都市計画道路網検討委員会名簿

	氏 名	所 属
委員長	的場 副市長	川西市
副委員長	水田 副市長	川西市
委員	角田 部長	川西市 企画財政部
委員	益本 部長	川西市 総務部
委員	多田 部長	川西市 市民生活部
委員	今北 部長	川西市 健康福祉部
委員	中西 部長	川西市 土木部
委員	菅原 部長	川西市 まちづくり部
委員	牛尾 部長	川西市 教育振興部
委員	今西 消防長	川西市 消防本部
アドバイザー	野呂 充	大阪大学大学院高等司法研究科 教授
アドバイザー	土井 勉	神戸国際大学経済学部都市環境・観光学科 教授

## Ⅱ 調査成果

### 1 調査目的

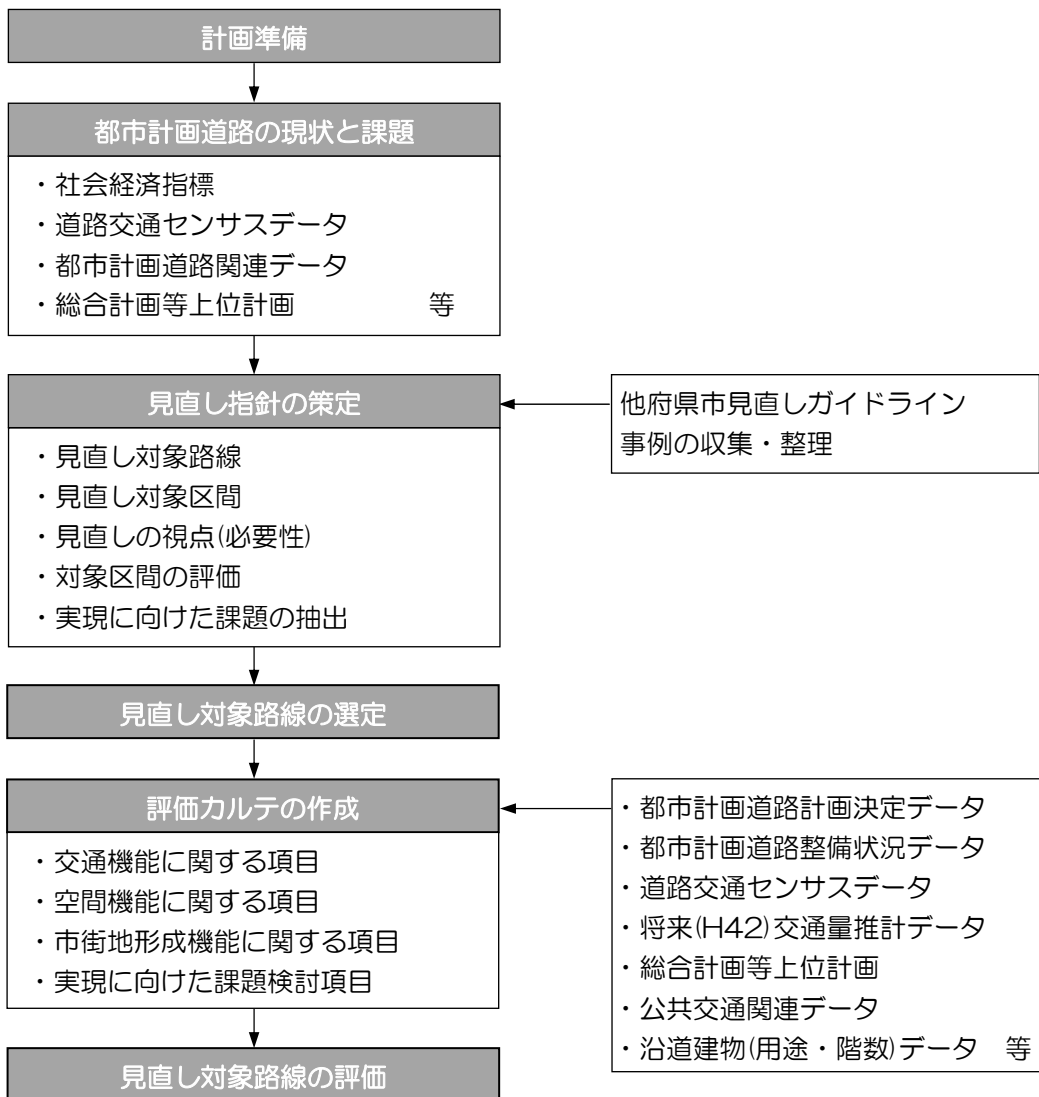
現在、川西市では42路線、約61kmの都市計画道路が都市計画決定されており、その内約35%、約21kmが未整備となっており、その多くは高度成長期の市街地拡大などを前提に計画されたものであり、都市計画決定後30年以上が経過している。

川西市の都市計画道路の多くは、(旧)都市計画法(大正8(1919)年 法律第110号)や高度成長期の市街地拡大などを前提に計画されており、少子高齢化の進展による人口や自動車交通需要が減少に転じることが予想され、市街地の拡大傾向も鈍化するなど、社会情勢は大きく変化している。

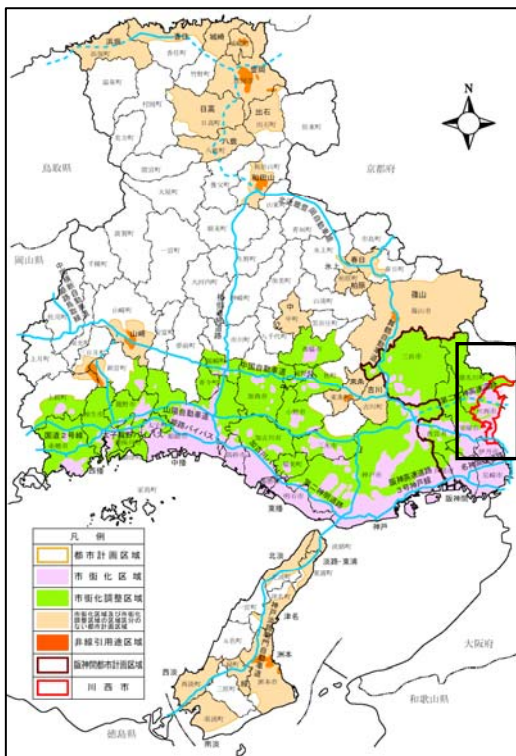
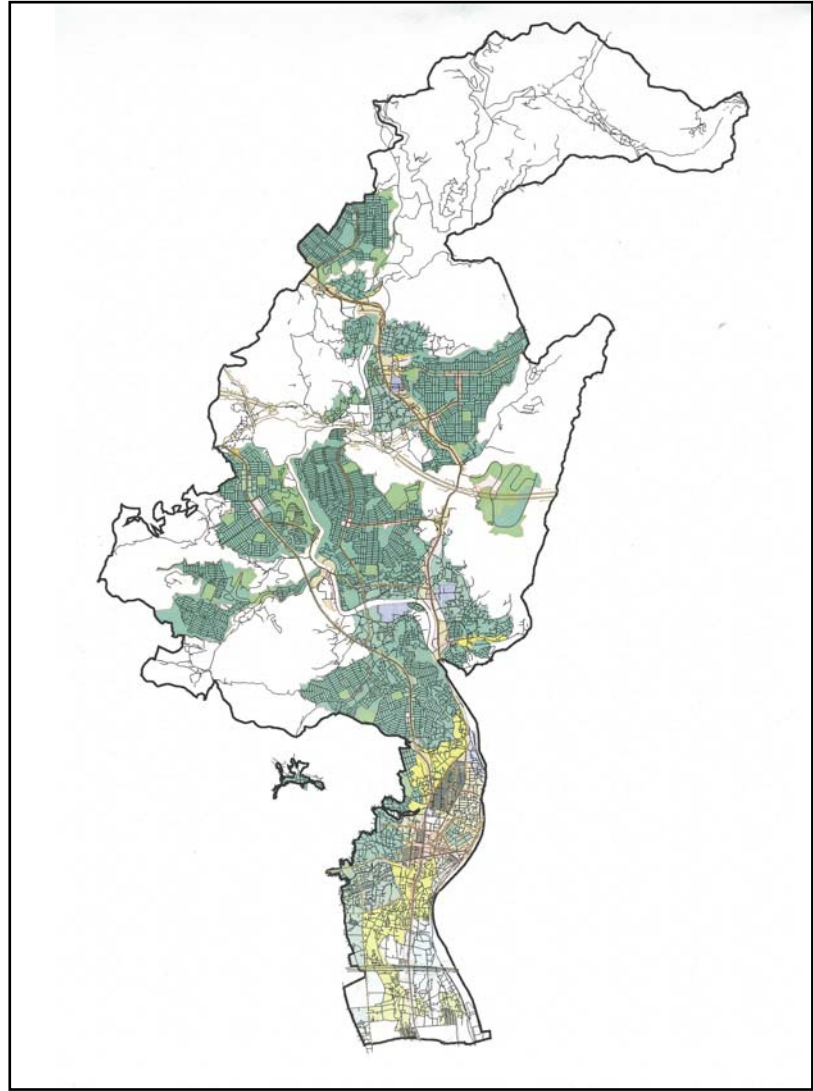
このような社会経済情勢の変化や都市の将来像を踏まえ、都市計画決定後、長期にわたって未整備となっている都市計画道路について、その必要性を現時点で再評価するとともに実現上の課題を抽出することで、新たな時代に求められる都市計画道路網の構築を図ることを目的とする。

また、今回行った見直し以降も、市の財政計画及び人口減少等の社会経済情勢の変動或いは更なる価値観の多様化、隣接市町における都市計画道路網の再検討等、都市計画道路網をとりまく情勢は今後も変化していくものと考えられ、都市計画道路網の見直しは、今後とも、時代の変化に対応できるように5～10年を目処に実施していく必要がある。

## 2 調査フロー



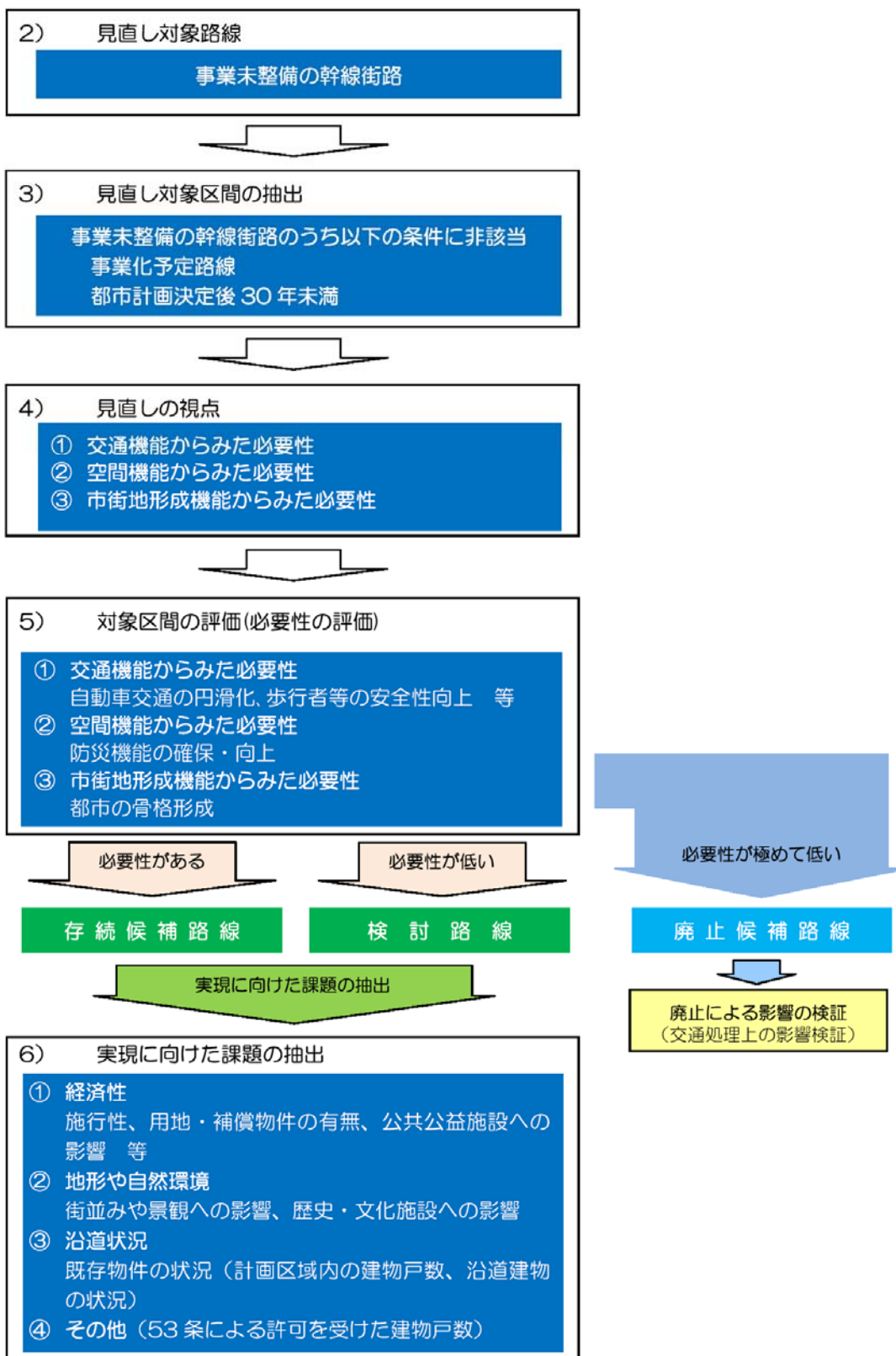
### 3 調査圏域図



## 4 調査成果

### 1) 見直し指針の策定

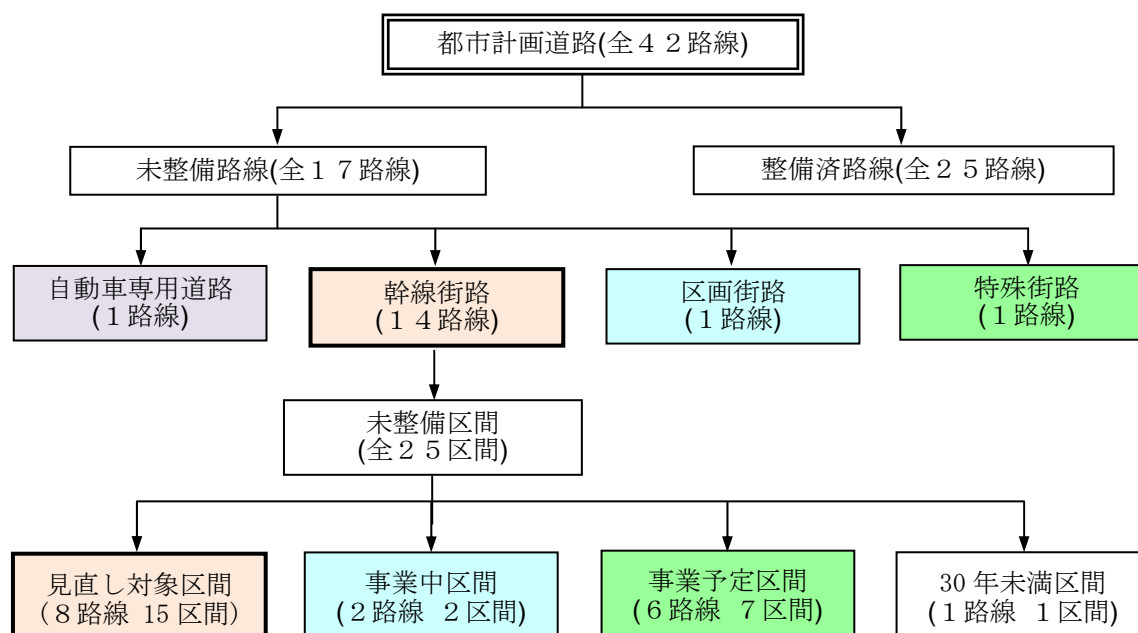
川西市の都市計画道路網の見直しは、以下に示す手順で実施する。



## 2) 見直し対象路線の抽出

見直し対象路線の選定条件

- ・ 事業未整備の幹線街路
- ・ 都市計画決定から30年以上経過
- ・ 事業化の予定がない路線



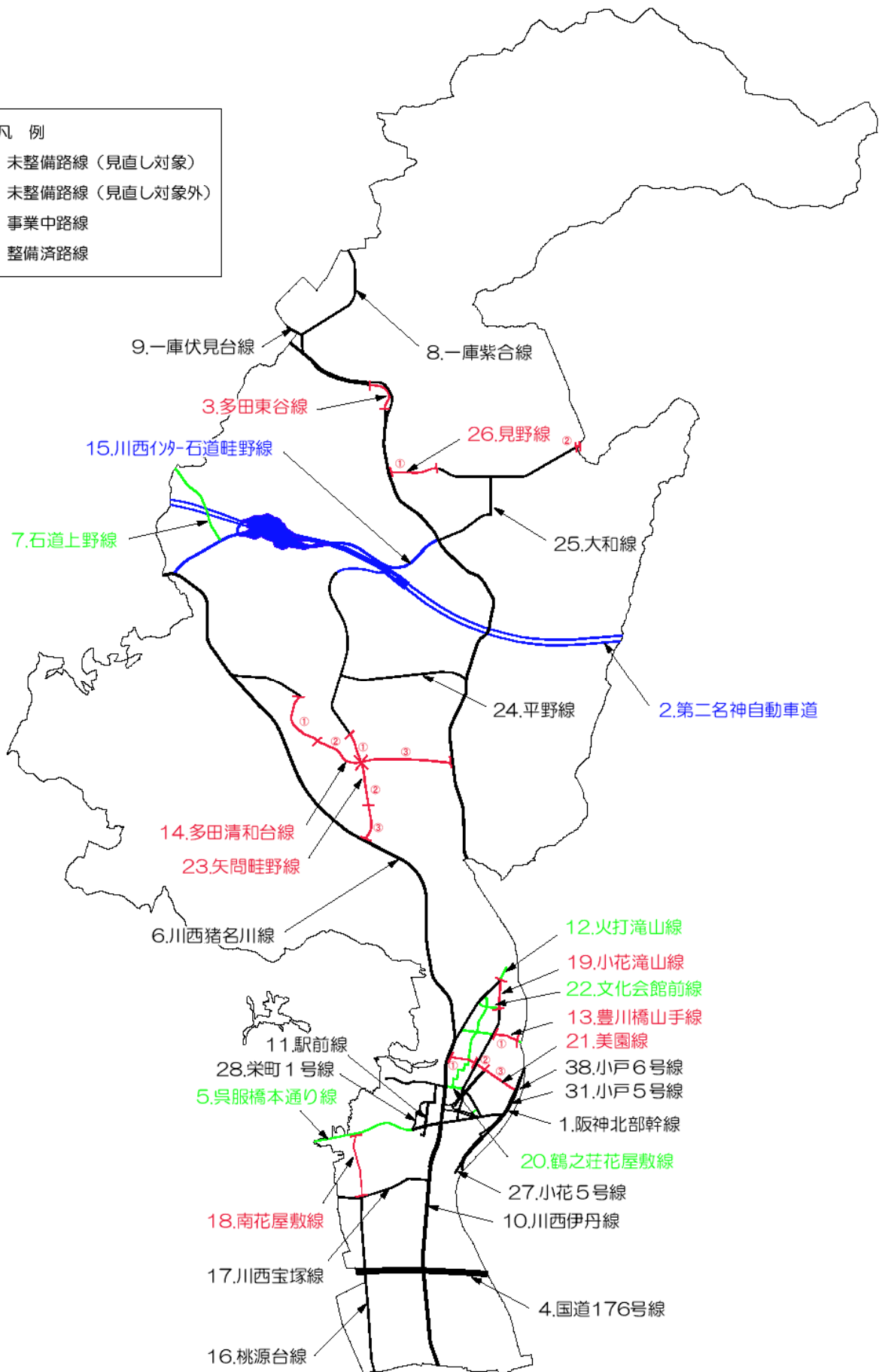
<見直し対象区間の一覧表>

路線番号	路線名	決定告示	計画延長(m)	計画幅員(m)	改良等延長(m)	未整備延長(m)	区間数
3	多田東谷線	S32.12.23	7,040	12	6,630	410	1
26	見野線	S32.12.23	2,260	12	1,640	620	2
14	多田清和台線	S44.5.20	3,240	12~16	800	2,440	3
23	矢間畦野線	S42.8.14	3,770	16	1,860	1,910	3
19	小花滝山線	S28.5.15	1,680	12	870	810	1
13	豊川橋山手線	S28.5.15	850	12	0	850	1
21	美園線	S28.5.15	860	15	12	848	3
18	南花屋敷線	S28.5.15	710	8	0	710	1



<見直し対象路線位置図>

- 凡例
- 未整備路線（見直し対象）
  - 未整備路線（見直し対象外）
  - 事業中路線
  - 整備済路線



### 3) 評価カルテの作成

見直し対象路線(区間)の必要性の評価及び計画実現上の課題の抽出を実施するための基礎的なデータを、「川西市総合計画」、「川西市都市計画マスタープラン」、「平成 17 年度道路交通センサス結果」、「都市計画基礎調査」等の資料を基に整理し、「評価カルテ」の作成を行った。

#### <必要性の評価項目>

機能	項目	視点	根拠となるデータ
骨格形成機能	都市構造の主軸形成	上位計画での位置づけ	川西市総合計画、都市計画マスタープラン
交通機能	自動車交通の円滑化	高速道路の利用促進	直接的に高速道路インターのアクセス路なる
		道路混雑状況	平成 17 年センサス結果による混雑度
		前後区間の整備状況	都市計画道路整備状況図
		構造令の適合状況	最新の道路構造令(H16)との対比
		車線数の妥当性	将来交通量推計結果との対比
	歩行者自転車の安全性向上	安全な空間確保	幅員 12m以上の路線(歩道確保が可能) 都市計画基礎調査データ (建物用途別・階数別調査)
		事故抑制	幅員 12m以上の路線(歩車分離が可能)
空間機能	公共交通の支援	駅アクセス	鉄道駅から半径 500 m以内
		バス路線	路線バス系統図
	防災機能の確保・向上	広域避難地へのアクセス道路	都市計画マスタープラン
		近隣避難地へのアクセス道路	地域防災計画
		緊急輸送道路	緊急輸送道路指定
		延焼防止	幅員 12m以上
	都市環境の形成	都市景観の形成	幅員 16m以上(植樹帯の設置が可能)
市街地形成機能	都市の骨格形成	路線の役割	川西市総合計画
	ゾーンの基盤形成	他事業の計画区域内	市街地開発事業等
その他	代替路線の確保	代替路線の存在	半径 500m での代替路の有無

#### <実現に向けた課題の抽出項目>

	評価項目	視点	根拠となるデータ
経済性	道路形態	大規模建造物の存在	都市計画図、現地調査 (高架橋、橋梁、擁壁等の建造物)
	用地・補償物件の有無	用地買収の難易度	計画区域内の宅地の割合 都市計画基礎調査データ
	公共公益施設への影響	計画区域内の公共公益施設	都市計画基礎調査データ
地形や自然環境	街並や景観への影響	保存すべき街並みや景観	都市計画マスタープラン
	歴史的・文化的施設への影響	保存すべき歴史的・文化的施設	市街地図
沿道状況	既存物件の状況	計画区域内の建物戸数	都市計画基礎調査データ
		沿道の建物状況	都市計画基礎調査データ
その他	53 条の許可を受けた建物数	許可を受けた建物数	都市計画基礎調査データ

路線名(区間番号)		都市計画			整備状況		必要性の評価結果		
都市計画整備状況	職員	延長	決定時期	職員構成	区間	現況幅員		延長	整備状況
都市計画整備状況									
都市計画当初の位置づけ									
道路の現状									
用途地域(課税率・容積率)									
骨格形成機能	都市構造の主軸形成				上位計画での位置づけ				
	高速道路の利用促進				道路混雑状況				
	自動車交通の円滑化				前後区間の整備状況				
	交通機能				構想令の適合状況				
					車線の妥当性				
					安全な空間確保				
					歩行者や自転車の安全性向上				
					事故抑制				
必要性	公共交通の支援				駅アクセス				
					バス路線				
					避難地へのアクセス道路				
	空間機能				緊急輸送道路				
					延滞防止				
					都市農圃の形成				
	市街地形成機能				路線の役割				
					他事業関連				
	その他				代替路線の存在				
評価									
経済性	道路形態				大規模構造物等の有無				
	用地・補償物件の有無				用地買収の難易度				
	公共公益施設への影響				計画区域内の公共公益施設				
	街並みや景観への影響				保存すべき街並みや景観				
	自然環境・歴史的文化的施設への影響				保存すべき歴史・文化的施設				
沿道状況	既存物件の状況				計画区域内の建物戸数				
					沿道の建物状況				
その他	53条による影響を受けた建物数				許可を受けた建物数				
課題のまとめ									

現況写真

路線(区間)位置詳細図

#### 4) 見直し対象路線の評価

##### ① 必要性の評価

見直し対象路線の必要性は、都市計画道路の機能により評価するものとし、市の総合計画や都市計画マスタープランなど上位計画における明確な位置付け、交通量推計結果、現道状況、幹線道路との接続状況、沿道の土地利用状況等の総合的な視点から判断することとし、以下に示すような評価基準で点数付けを行い評価する。

##### <必要性の評価基準>

機能	項目	視点	評価基準
骨格形成機能	都市構造の主軸形成	上位計画での位置づけ	該当する場合 1点
交通機能	自動車交通の円滑化	高速道路の利用促進	高速道路インターのアクセス路となる場合 1点
		道路混雑状況	現道の混雑度 1.50 以上 3点
			現道の混雑度 1.25 以上 2点
			現道の混雑度 1.00 以上 1点
		前後区間の整備状況	前後区間あるいは接続道路の両側が整備済(整備予定) 2点
			前後区間あるいは接続道路の片側が整備済(整備予定) 1点
	構造令の適合状況	該当する場合 1点	
車線数の妥当性	将来交通量推計結果でみて 該当する場合 1点		
歩行者自転車の安全性向上	安全な空間確保	幅員12m以上で該当 1点	
		沿道に教育施設がある場合は 1点加算 沿道に公共公益施設がある場合は 1点加算	
	事故抑制	幅員12m以上(歩道整備可能) 1点	
空間機能	公共交通の支援	駅アクセス	当該区間が鉄道駅から500m以内にある場合は該当 1点
		バス路線	バス路線道路が該当 1点
	防災機能の確保・向上	広域避難地へのアクセス道路	広域避難地へのアクセス道路(地域防災計画)に該当 2点
		近隣避難地へのアクセス道路	該当する場合 1点
		緊急輸送道路	該当する場合 1点
		延焼防止	幅員12m以上 1点
	都市環境の形成	都市景観の形成	幅員16m以上 1点
市街地形成機能	都市の骨格形成	路線の役割 主要幹線街路 2点 幹線街路 1点	
	ゾーンの基盤形成	他事業関連で計画がある 該当する場合 1点	
その他	代替性の確保	代替路線の存在	500m以内に代替路が無い場合 1点

##### 凡 例

	都市計画道路として最低限必要と考えられる機能 (これらの機能がすべて確保されない場合は、「必要性が極めて低い」と評価)
	都市計画道路として必要と考えられる機能(上記に追加) (これらの機能が確保される場合は、「必要性がある」と評価)

## 5) 都市計画道路網見直し素案

先に示した評価項目・基準による見直し対象路線の必要性の評価結果は、以下に示すとおりである。

なお、個々の路線・区間についての更なる精査は、平成22年度に実施していく。

＜見直し対象区間の必要性評価(評価点算定)結果＞

見直し対象路線			評価点	必要性の評価
路線番号	路線名	区間番号		
3	多田東谷線	3-1	84	必要性がある
26	見野線	26-1	56	必要性がある
		26-2	32	必要性が低い
14	多田清和台線	14-1	44	必要性が低い
		14-2	40	必要性が低い
		14-3	52	必要性がある
23	矢問畦野線	23-1	48	必要性が低い
		23-2	48	必要性が低い
		23-3	52	必要性がある
19	小花滝山線	19-1	64	必要性がある
13	豊川橋山手線	13-1	44	必要性が低い
21	美園線	21-1	44	必要性が低い
		21-2	40	必要性が低い
		21-3	36	必要性が低い
18	南花屋敷線	18-1	20	必要性が極めて低い

